

高向小俣線ほか1線整備事業の三重県との協定等について

1 三重県への委託理由

高向小俣線ほか1線の橋梁区間については、橋長が長く、JR参宮線の軌道と近接していることから、専門的な知識と経験が必要であるため、橋梁区間の調査・設計及び工事を橋梁架替事業として三重県へ委託している。

2 三重県との契約状況

	日付	契約名	契約内容
1	R2.3.23	協定書締結	事業期間【R2～R12】 事業費 約43億円
2	R4.9.14	変更協定書締結	事業期間【R2～R13】 事業費 約86億円
3	R4.9.15	受託事業契約書締結	橋梁下部工事(P1, P2)【R4～R5】 264,026,400円
4	R5.4.3	受託事業契約書締結	橋梁下部工事(P3, P4, P5)【R5～R7】 3,070,000,000円
5	R5.9.11	受託事業変更契約書締結	橋梁下部工事(P1, P2)【R4～R5】 260,158,141円
6	R6.3.25	受託事業変更契約書締結	橋梁下部工事(P3, P4, P5)【R5～R7】 2,400,000,000円

3 現状と今後の対応

これまで、三重県と橋梁架替事業の協定及び橋梁下部工事の受託事業契約を上記のとおり締結しているが、表の1～4及び6の契約について、6月の市議会定例会に追認を求める議案を提出したい。また、5の変更契約については、3の契約の議決を得た後、速やかに専決処分したい。

宿泊税について

1 背景

近年、全国の宿泊施設のある自治体で、観光振興や地域の魅力向上、観光地における環境整備やその他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てることを目的とした法定外目的税である宿泊税を導入する自治体が増加しています。

伊勢市においても令和 15 年に予定されている第 63 回神宮式年遷宮に向け、多くの観光客等の交流人口の増加が想定され受入体制の充実など、観光客だけではなく、地域住民の満足度向上に取り組むことも重要となってきます。

2 概要

宿泊税は、ホテルや旅館などの宿泊施設へ宿泊された方が負担いただく税金です。宿泊者がお支払いいただいた宿泊税は、宿泊事業者から、その自治体に納められ、観光振興等に活用されます。

自治体により異なりますが、一定の額を負担いただく場合や宿泊料金に定率を乗じた額を負担いただく場合があります。

3 目的及び用途

地域の観光振興や市民生活と観光との調和を図ることを目的として、観光振興のための財源として地域の魅力を向上させることを税収用途とします。

4 検討方法

検討にあたっては、「伊勢市宿泊税検討委員会（仮称）」を設置し、令和 6 年 7 月から 4 回程度開催するとともに、宿泊事業者などへアンケート調査や説明会を実施することとします。

5 その他

令和 6 年 6 月市議会定例会に「伊勢市宿泊税検討委員会（仮称）」の設置及び運営のために必要な費用を一般会計補正予算案として計上を予定しています。

流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しについて

1 これまでの経過

令和5年11月20日

- ・流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しについて、産業建設委員協議会で協議。

令和6年1月16日

- ・流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しについて、上下水道事業審議会で審議。

令和6年1月19日

- ・上下水道事業審議会から「流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しについては、これを妥当と認める。」（付帯意見なし）と答申を受ける。

令和6年2月から5月

- ・見直し対象区域の17自治会（1,872世帯）へ説明。

2 今後の予定

令和6年度に三重県が流域別下水道整備総合計画を策定するため、見直し計画を県に提出



令和6年1月19日

伊勢市長 鈴木 健 一 様

伊勢市上下水道事業審議会
会長 木本 凱



流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しについて（答申）

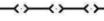
伊勢市附属機関条例第3条の規定により令和5年8月25日付5上第747号にて諮問のあった流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しについて、当審議会での審議の結果、下記のとおり答申します。

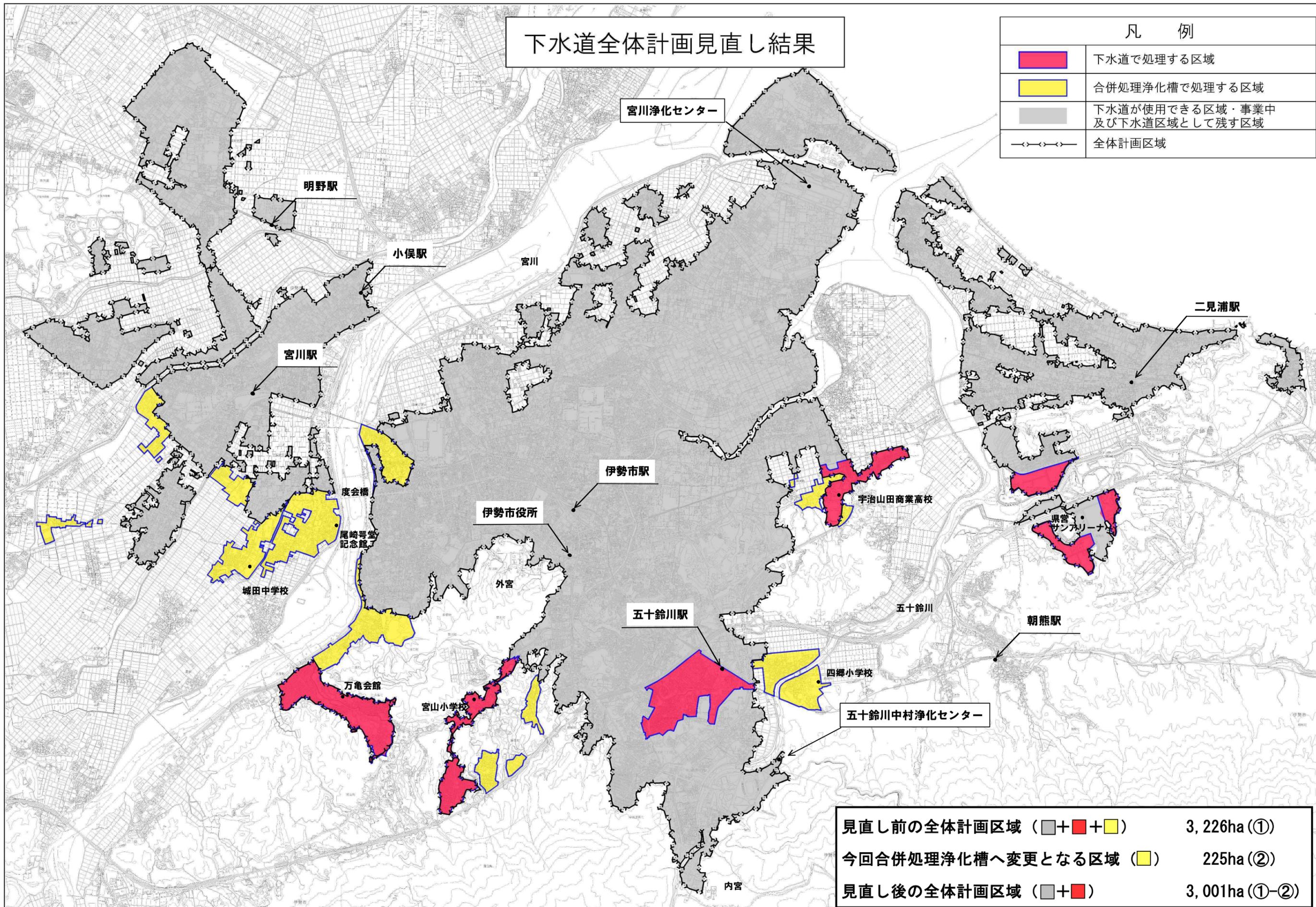
記

流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しについては、これを妥当と認める。



下水道全体計画見直し結果

凡 例	
	下水道で処理する区域
	合併処理浄化槽で処理する区域
	下水道が使用できる区域・事業中及び下水道区域として残す区域
	全体計画区域



見直し前の全体計画区域 (■+■+■)	3,226ha (①)
今回合併処理浄化槽へ変更となる区域 (■)	225ha (②)
見直し後の全体計画区域 (■+■)	3,001ha (①-②)

産業建設委員協議会資料4-2 令和6年6月3日 担当：危機管理部危機管理課	教育民生委員協議会資料1-2 令和6年6月4日 担当：危機管理部危機管理課	総務政策委員協議会資料4-2 令和6年6月5日 担当：危機管理部危機管理課
---	---	---

令和6年能登半島地震被災地への職員派遣一覧表

1 短期派遣職員の派遣状況（延べ108人）

NO	活動内容	派遣先 (石川県)	期 間	職 種
1	応急給水活動（9人）	輪島市、七尾市、宝達志水町、能登町	①R6.1.2～1.8（7日間） ②R6.1.25～2.1（8日間） ③R6.2.14～2.19（6日間） ④R6.3.19～3.26（8日間）	土木技術職 事務職 技能士 業務員
2	緊急消防援助隊（33人） （11人編成×3隊）	輪島市	①R6.1.10～1.14（5日間） ②R6.1.13～1.17（5日間） ③R6.1.16～1.19（4日間）	消防吏員
3	災害対策本部運営支援 （12人）	輪島市	①R6.1.3～1.10（8日間） ②R6.1.14～1.26（13日間） ③R6.2.7～2.14（8日間） ④R6.2.27～3.5（8日間） ⑤R6.3.11～3.17（7日間） ⑥R6.3.29～4.10（13日間） ⑦R6.5.3～5.12（10日間） ⑧R6.5.27～6.1（6日間）	事務職
4	避難所運営業務（20人）	輪島市	①R6.1.14～1.20（7日間） ②R6.1.22～1.28（7日間） ③R6.2.3～2.9（7日間） ④R6.2.15～2.21（7日間） ⑤R6.2.23～2.29（7日間） ⑥R6.3.2～3.8（7日間） ⑦R6.3.14～3.20（7日間） ⑧R6.3.26～4.1（7日間） ⑨R6.4.3～4.9（7日間） ⑩R6.5.9～5.15（7日間）	事務職
5	被害認定調査業務（8人）	輪島市	①R6.4.15～4.21（7日間） ②R6.4.23～4.29（7日間） ③R6.5.1～5.7（7日間） ⑤R6.5.13～5.19（7日間） ⑥R6.5.21～5.27（7日間） ⑦R6.5.25～6.1（8日間）	事務職 建築技術職

NO	活動内容	派遣先 (石川県)	期 間	職 種
6	避難所における住民の健康管理・衛生管理等業務 (1人)	輪島市	①R6.1.14～1.19 (6日間)	保健師
7	被災建築物応急危険度判定 (1人)	穴水町	①R6.1.17～1.19 (3日間)	建築技術職
8	下水道管渠 <small>かんきょ</small> の1次調査 (4人)	能美市、内灘町	①R6.1.12～1.17 (6日間) ②R6.2.19～2.25 (7日間)	土木技術職 技能士
9	災害派遣医療チーム(10人) (市立伊勢総合病院)	七尾市(能登総合病院)、輪島市	①R6.1.4～1.7 (4日間) ②R6.1.25～1.29 (5日間)	医師 看護師など
10	2次避難所における健康管理及び事務調整業務 (9人)	加賀市	①R6.1.25～1.30 (6日間) ②R6.1.29～2.4 (7日間) ③R6.2.3～2.9 (7日間)	保健師 事務職
11	被災家屋・建物の公費解体業務 (1人)	輪島市	①R6.3.11～3.17 (7日間)	事務職

2 中長期派遣職員の派遣状況 (2人)

NO	活動内容	派遣先	期 間	職 種
1	災害復旧工事にかかる災害調査、災害査定対応及び工事発注業務 (1人)	石川県鳳珠郡穴水町	R6.3.30～10.1(6ヶ月間)	土木技術職
2	下水道災害復旧工事の設計、施工監理業務 (1人)	富山県氷見市	R6.3.30～10.1(6ヶ月間)	土木技術職